

2020年3月

お客様各位

熊谷商工信用組合

マネー・ロンダリング等対策および民法改正に伴う
「預金規定」の改定および電子化のお知らせ

日頃より当組合をご利用、ご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び2020年4月に施行される民法改正（債権法）により、2020年4月1日より、下記の通り、各種預金規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

また、当改定に併せて環境配慮の観点等から「預金取引規定」の電子化を行います。当組合のホームページで「預金取引規定」をご確認いただけるようになることから、「預金取引規定」の配付を終了しますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる預金規定

- ①預金取引規定集<流動性>・普通預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、総合口座規定
- ②預金取引規定集<定期性>・(自動継続)期日指定定期預金・自由金利型定期預金(M型・大口)・変動金利定期預金、定期積金規定

2. 改定日

2020年4月1日

3. 主な改定事項

(共通事項)

- ①成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の届出を追加します。
- ②当組合が求める情報や資料の提供について適切にご対応いただけない場合や、在留期間を超過した場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。
- ③解約等の条項にマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合を追加します。
- ④規定の変更を行う際の公表方法について、当組合ウェブサイトへの掲載による方法等とします。

(定期性預金)

- ①解約等の条項に、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできない旨を追加します。

以上